

平成 28 年 3 月に土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令第 74 号、及び平成 28 年環境省告示第 32 号が公布され、平成 29 年 4 月 1 日より、新たにクロロエチレン(別名：塩化ビニルモノマー)が特定有害物質として指定されました。

環水大土発第 1703312 号に「当分の間、クロロエチレン以外のすべての試料採取等対象物質について国または公的検査機関が濃度を保証するガス二次標準を使用して濃度を確認した混合標準ガス」を使用すること、クロロエチレンについては「計量法(昭和 26 年法律第 207 号)に基づく登録事業者が濃度を明示したガスを試薬として使用して差し支えない」と記載されていますが、クロロエチレンもクロロエチレン以外のすべての採取等対象物質においても、指定校正機関による特定二次標準ガスの校正は現在実施されていない状況となっております。

当社は国内指定校正機関による特定二次標準ガスの校正がまったくなかった 1996 年に国内初の揮発性有機化合物(VOC)標準ガスを開発し、大気汚染物質の測定・室内空気汚染物質の測定に実績を上げており、土壤汚染測定用標準ガスも国内初として 2000 年より供給してまいりました。

当社では、長年培った VOC 標準ガス調製技術(分銅を頂点とする SI トレーサビリティ体系を持つ質量比混合法)を基に、従来の土壤ガス測定用標準ガスにクロロエチレンを追加した下記の混合標準ガスを通常製品として供給いたします。

成分名	化学式	仕様濃度(ppm)	容器種類(充填量)
1,1-ジクロロエチレン	1,1-C ₂ H ₂ Cl ₂	0.1~10	10L(AL) (1000L) 3L(AL) (150L)
ジクロロメタン	CH ₂ Cl ₂	0.1~10	
cis-1,2-ジクロロエチレン	cis-1,2-C ₂ H ₂ Cl ₂	0.1~10	
1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-C ₂ H ₃ Cl ₃	0.1~10	
テトラクロロメタン	CCl ₄	0.1~10	
ベンゼン	C ₆ H ₆	0.05~10	
1,2-ジクロロエタン	1,2-C ₂ H ₄ Cl ₂	0.1~10	
トリクロロエチレン	C ₂ HCl ₃	0.1~10	
trans-1,3-ジクロロプロペン	trans-1,3-C ₃ H ₄ Cl ₂	0.1~10	
cis-1,3-ジクロロプロペン	cis-1,3-C ₃ H ₄ Cl ₂	0.1~10	
1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-C ₂ H ₃ Cl ₃	0.1~10	
テトラクロロエチレン	C ₂ Cl ₄	0.1~10	
クロロエチレン	C ₂ H ₃ Cl	0.1~10	

※クロロエチレン=塩化ビニルモノマー

上記以外の濃度や成分、または国外の公的検査機関が濃度を保証する標準ガス等についてはぜひ当社 HP <http://www.takachiho.biz>にてお問い合わせください。